

6 輸 国 第 4156 号

関税割当公表第81号

令和 7 年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 7 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 でん粉等（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号に規定するもの）

2 用途

- (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第35.05項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使

用するものをいう。以下同じ。)

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。)

(3) グルタミン酸ソーダ等用（グルタミン酸ソーダ又は5' ヌクレオタイドの製造に使用するものをいう。以下同じ。)

(4) 沖縄特別割当用

(5) その他用

3 割当数量 別途公表

ただし、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるでん粉等の数量と3の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和7年度の割当て以降、令和7年9月10日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第2次公表）する。

4 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第14に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1から5までのいずれかの要件に該当する者

1 糖化用については、糖化業者（水あめ、ぶどう糖、異性化糖等の糖化製品の製造業者をいう。以下同じ。）、糖化業者に国内産のいもでん粉を販売する生産者団体（以下「糖化用いもでん粉生産者団体」という。）又は糖化業者を構成員とする団体（以下「糖化業者団体」という。）であって、輸入でん粉を糖化製品の原料として使用し、又は糖化製品の原料として販売することが確実と認められる者

2 化工でん粉用については、化工でん粉製造業者（輸入でん粉を使用してデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーを製造した実績を有する者をいう。以下同じ。）、化工でん粉製造業者に国内産のいもでん粉を販売する生産者団体（以下「化工でん粉用いもでん粉生産者団体」という。）又は化工でん粉製造業者を構成員とする団体

(以下「化工でん粉製造業者団体」という。)であって、輸入でん粉を化工でん粉の原料として使用し、又は化工でん粉の原料として販売することが確実と認められる者

3 グルタミン酸ソーダ等用については、次のすべての要件に該当する者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、グルタミン酸ソーダ等の製造設備を有する者

(2) 輸入でん粉を原料として、グルタミン酸ソーダ等を製造することが確実と認められる者

4 沖縄特別割当用については、関税定率法別表の関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、輸入でん粉等（沖縄県内に陸揚げしたものに限る。）を沖縄県内において消費する者に販売することが確実と認められる者

5 その他用については、国内で供給することが困難な種類及び用途仕向けのでん粉等を原料とする製品の製造業者若しくは販売者又はこれらの者を構成員とする団体、当該輸入でん粉等を原料として使用すること又は販売することが確実と認められる者であって、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、でん粉等の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるもののうち、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が適当と認める者

第3 割当基準

1 糖化用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6の3の(1)に掲げる書類に記載されたでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

2 化工でん粉用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6の3の(2)に掲げる書類に記載されたでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は

販売)計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

3 グルタミン酸ソーダ等用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6の3の(3)に掲げる書類に記載されたでん粉の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

4 沖縄特別割当用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6の3の(4)に掲げる書類に記載されたでん粉等の輸入通関実績数量、販売実績数量、販売計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

5 その他用

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第6の3の(5)に掲げる書類に記載されたでん粉等の使用(又は販売)実績数量、使用(又は販売)計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課(以下「受付・交付担当課」という。)

1 糖化用、化工でん粉用及びその他用

農林水産省農産局地域作物課

2 グルタミン酸ソーダ等用

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

3 沖縄特別割当用

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間(書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。)

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和7年4月1日（火）から同年4月9日（水）まで（必着）
- (2) 令和7年10月1日（水）から同年10月7日（火）まで（必着）
- (3) 令和8年2月2日（月）から同年2月6日（金）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から
正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、第1の2の(1)、(2)及び(5)について、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う方法による提出（以下「電子申請による提出」という。）の場合は不要。

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

(1) 申請者が法人にあっては登記事項証明書の写し、法人格を有しない団体
にあっては団体規約の写し、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業
等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されな
い措置を講じたもの。）

ただし、第5の1の(1)から(3)までに掲げるそれぞれの期間内に複数
（2以上）の関税割当申請を行う場合における登記事項証明書の写し、団
体規約の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの添付は、受付・
交付担当課が同一の場合に限って、2件目以降の関税割当申請書には、当
該書類の添付を必要としない。

(2) 本公表に基づく関税割当申請により第1の2の用途に従って割当てを
受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、そ
の他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体の場合
にあっては、割当対象物品を使用する構成員の誓約書を含み、申請者が割
当対象物品の販売者（第2の4の要件に該当する者を除く。）の場合にあ
っては、当該物品の使用者の誓約書を含む。）

3 関税割当申請書に添付すべき書類（用途別）

(1) 糖化用

ア 関税割当申請書類チェックリスト（別記様式１）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

イ でん粉等（糖化用）の輸入通関（購入）実績及び計画（別記様式２－３）並びに当該書類の根拠として、輸入通関実績を証する書類の写し（輸入許可通知書の写し等）

ただし、第７の１及び３の場合は、原則エクセル形式とする。

ウ でん粉等（糖化用）の販売（使用）実績及び計画（別記様式４－３）

ただし、第７の１及び３の場合は、原則エクセル形式とする。

エ 工場に関する書類等（糖化用いもでん粉生産者団体及び糖化業者団体にあっては、次の(イ)から(オ)までの書類は不要。)

ただし、令和６年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(オ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式５）

(2) 化工でん粉用

ア 関税割当申請書類チェックリスト（別記様式１）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

イ でん粉等（化工でん粉用）の輸入通関（購入）実績及び計画（別記様式２－３）並びに当該書類の根拠として、輸入通関実績を証する書類の写し（輸入許可通知書の写し等）

ただし、第７の１及び３の場合は、原則エクセル形式とする。

ウ でん粉等（化工でん粉用）の販売（使用）

実績及び計画（別記様式４－３）

ただし、第７の１及び３の場合は、原則エクセル形式とする。

エ 工場に関する書類等（化工でん粉用いもでん粉生産者団体及び化工でん粉製造業者団体にあつては、次の(イ)から(オ)までの書類は不要。）

ただし、令和 6 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(オ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式 5）

(3) グルタミン酸ソーダ等用

ア 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間におけるでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式 2－1 及び 2－2）

イ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間におけるでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式 3）

ウ 令和 7 年度におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量を記載した書類（別記様式 4－1 及び 4－2）

エ 工場に関する書類等

ただし、令和 6 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の(ア)から(オ)までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式 5）

(4) 沖縄特別割当用

- ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間におけるでん粉等の販売実績数量及び在庫数量並びに販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式2－1及び2－2）
- イ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間におけるでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式3）
- ウ 令和7年度におけるでん粉等の販売計画数量及び在庫計画数量並びに販売先別販売計画数量を記載した書類（別記様式4－1及び4－2）

(5) その他用

- ア 関税割当申請書類チェックリスト（別記様式1）
ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- イ でん粉等（その他用）の輸入通関（購入）実績及び計画（別記様式2－3）並びに当該書類の根拠として、輸入通関実績を証する書類の写し（輸入許可通知書の写し等）
ただし、第7の1及び3の場合は、原則エクセル形式とする。
- ウ でん粉等（その他用）の販売（使用）実績及び計画（別記様式4－3）
ただし、第7の1及び3の場合は、原則エクセル形式とする。
- エ 工場に関する書類等（販売者にあつては、次の（ア）から（オ）までの書類、団体にあつては、次の（イ）から（オ）までの書類は不要。）
ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、次の（ア）から（オ）までの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。
 - （ア）工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類
 - （イ）工場配置図
 - （ウ）製造機械配置図
 - （エ）工場工程見取図
 - （オ）主要製造機械設備一覧表（別記様式5）
- オ でん粉等の輸入を必要とする理由書（別記様式6）

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

ただし、2の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、2及び3のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 電子申請による提出（第1の2の(1)、(2)及び(5)の用途に限る。）

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ事前に連絡した上で持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、当該追跡番号を受付・交付担当課へ速やかに連絡することとする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【糖化用、化工でん粉用、その他用】

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

【グルタミン酸ソーダ等用】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 関税割当担当者宛

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【沖縄特別割当用】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（でん粉等〇〇〇用）（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

なお、電子メールに添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とし、電子メールを分割して送信する場合は、件名の（申請者名）の後に、メールの本数がわかるように番号（分割番号／通し番号）を付すこととする。

また、電子メールの送信後は、受信の確認のため、速やかに受付・交付担当課（以下の連絡先）宛て必ず連絡することとする。

（宛先）

【糖化用、化工でん粉用、その他用】

tariff_rapd@maff.go.jp （連絡先：03-6744-2116）

【グルタミン酸ソーダ等用】

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp （連絡先：03-6744-2249）

【沖縄特別割当用】

kanwari_oki_n.h7t@ogb.cao.go.jp （連絡先：098-866-1653）

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類（2の(2)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請の時と変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、

関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式7)
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」(記載要領別記様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

- 1 次の(1)から(3)までの書類の提出方法は、第7の1から3までのいずれかに準ずるものとする。
 - (1) 第1の2の(1)、(2)及び(5)の割当てを受けた者は、割当対象物品の使用（又は販売）実績数量又は製品の製造実績数量・販売（又は消費）実績数量を記載した書類及び輸入通関実績を証する書類の写し（輸入許可通知書の写し等）を令和8年4月15日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。
 - (2) 第1の2の(3)の割当てを受けた者は、割当対象物品の使用実績数量又は製品の製造実績数量・販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを令和8年4月15日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。
 - (3) 第1の2の(4)の割当てを受けた者は、(2)に準じて、割当対象物品の販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを令和8年4月15日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報、1の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 用途外使用等の制限

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当て対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。
- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」（T-1140）の承認書用の写しを添えて、受付・交付担当課へ速やかに報告するものとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する

違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 内閣府沖縄総合事務局長は、第3の4に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農産局長に提出することができる。
- 3 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)